

平成22年 7月 7日

東北地方整備局

国営かんがい用水の不適切な水利使用の 発覚に起因する報告徴収について

～西奥羽土地改良調査管理事務所管内の水利使用について報告を求めました～

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所が担当する国営かんがい用水の水利使用について、不適切事案の有無を確認するため、河川法第78条第1項に基づき、報告を求めましたのでお知らせします。

発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9番15号

TEL 022-225-2171 代表

河川部 水政調整官 鈴木 和弘(内3515)

水政課長 高橋 勝義(内3551)

○河川法 78 条に基づく報告徴収の主な内容

・概要

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所が担当する白川地区かんがい用水及び最上川中流地区かんがい用水において、河川法第 23 条に基づく水利使用規則記載の取水量を超過した取水及びその超過取水の事実を隠した虚偽の取水量報告が行われていたことが判明したことから、同事務所が担当する他の国営かんがい地区について、同様の不適切事案の有無を確認するため、河川法第 78 条第 1 項の規定に基づき、報告を求めたものである。

・報告徴収の相手方：農林水産大臣

・報告徴収内容：

河川法第 23 条及び水利使用規則の条件に対する違反の有無と内容

河川法第 26 条第 1 項その他河川関係法令に違反する事項の有無と内容

・対象案件数：13 件（白川地区及び最上川中流地区は別途調査中のため除く）

・報告期限：平成 22 年 9 月 30 日（木）

※河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）

第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第 26 条 河川区域以内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

第 78 条 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。